

コンプライアンス基本方針

制定 令和 5年12月

JAは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じて、わが国農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っている。

また、金融機関等として、その業務の公共性から信用を維持し、貯金者等利用者の保護を確保するとともに、金融等の円滑化を図るため、各種事業の健全かつ適切な運営を確保するよう公共的使命を担っている。

このため、これからもこうした社会的責任と公共的使命を全うする金融機関等として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、次の事項をコンプライアンスにかかる基本方針とする。

(1) 社会的責任と公共的使命

JAのもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供、さらに災害時の業務継続確保などを通じて、その役割を十全に発揮し、組合員等利用者および地域社会の発展に寄与する。

(3) 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(4) 反社会的勢力との対決

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除するとともに、関係遮断を徹底する。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。

(5) 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、JA内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

(6) 職員の人権の尊重等

職員の人権や個性を尊重し、安全で働きやすい労働環境を整備する。

JAの役職員は、コンプライアンス基本方針およびその精神を遵守し行動の指針とするとともに、健全な業務運営を遂行し、質の高いサービスを提供し、もってJAの基本的使命を果たし、経済社会の発展に貢献していく責任を負っていることを、ここに改めて銘記する。

附 則

この方針は、令和 5年12月27日から施行する。